

議案第 5 6 号

あきる野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 9 月 4 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

秋多都市計画地区計画初雁地区地区計画の変更及び建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 9 年あきる野市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条（見出しを含む。）及び第 1 0 条第 3 項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第 2 中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の 1 0 の表流通・業務地区の項中「道路境界線」を「道路（1 号壁面線の部分に限る。）の境界線」に改め、同表沿道地区の項及び産業地区の項を次のように改める。

沿道地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 倉庫 2 事務所 3 工場 4 店舗、展示場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 3, 0 0 0 平方メートル以内のもの 5 前各号の建築物に附属するもの 6 市長が公益上必要と認めるもの	—	—	—	1, 0 0 0 平方メートル	—	—	—	2 5 メートル
産業地区	次に掲げる建築物又はその建築物に附属するもので当該地区整備計画区域の土地利用に支障がないと市長が認めるもの以外の建築物は、建築してはならない。	—	—	—	1, 0 0 0 平方メートル	—	—	—	2 5 メートル

い。								
1 倉庫								
2 事務所								
3 工場								
4 店舗								
5 公益上必要なもの								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。